

# 共済事業（提携保険事業）規程

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会」という。）会員制度規程に基づく会員（以下「会員」という。）の生活安定と福利増進を図るとともに、定款第5条第1項第5号に基づき、教育関係者の福祉向上及び社会教育文化の発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第2条 当会は、前条の目的を達成するため、生命保険会社との提携保険事業により、会員の死亡時などに適切な保障を提供する生命保険会社の保険商品を利用した共済制度（以下「本制度」という。）を実施する。

### （加入者）

第3条 会員は、この規程及びこれに基づく細則を承認することにより、本制度に加入申込を行うことができる。

2 本制度の加入者（以下「加入者」という。）とは、本制度に加入申込を行い、登録された者をいう。

### （加入者の権利及び義務）

第4条 加入者は、次の権利を有し義務を負う。

- (1) 加入している生命保険の約款に定められた保険金等を受ける権利
- (2) 本制度を脱退する権利
- (3) 都道府県支部が別に定めた特典を受ける権利
- (4) この規程で定める生命保険料を納入する義務

## 第2章 本制度の加入・脱退

### （加入手続き）

第5条 会員が本制度に加入する場合は、生命保険会社所定の申込書に必要事項を記入し、保険加入の手続きをしなければならない。

### （生命保険料の納入）

第6条 加入者は、所定の生命保険料を加入した月から納入しなければならない。

### （脱退）

第7条 加入者は、当会の会員制度規程第7条により退会となった場合、本制度からも脱退となる。

## 第3章 本制度の運営

### (提携保険事業の概要)

第8条 本制度は、ジブラルタ生命保険株式会社（以下「会社」という。）との集団扱契約、団体扱契約により実施する。集団扱契約については、契約者を当会の理事長、被保険者を当会の会員とする生命保険契約（以下「教弘保険」という。）にて運営する。

### (配当金)

第9条 教弘保険契約の約款に基づき、契約者である当会の理事長に支払われる契約者配当金は、当会の事業資金として当会の目的とする教育振興事業（奨学事業、教育研究助成事業及び教育文化事業）、福祉事業及び法人運営費の財源に充てる。ただし、この財源は、教育振興事業に60%、福祉事業に20%、法人運営費に20%を充てる。

### (教弘付属保険等)

第10条 当会は、第8条に定める教弘保険のほか、保障の補完及び会員の保障ニーズに幅広く応えることを目的として、会社と協定して、会員又はその家族を対象とした団体保険若しくは個人保険の団体取扱いを締結することができる。

### (事務の委任)

第11条 この規程に基づく事務の一部を別に定めるところにより、当会の支部に委任する。

## 第4章 雑則

### (規程の改廃等)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 昭和30年8月18日 制定施行
- 2 平成24年4月1日 改正施行
- 3 平成27年4月1日 改正施行
- 4 令和4年4月1日 改正施行